

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名

MORA VERA Germán Andrés

論文題目

The Territorial Dispute in Colombia and the Different Perspectives over Resguardos

(コロンビアにおける領域紛争と先住民居住区(レスグアルド)に関する異なった視点)

論文審査担当者

主 査

名古屋大学 准教授 岡田 勇

委員 名古屋大学 教授 東村 岳史

委員 名古屋大学 准教授 西村 秀人

委員 名古屋大学 教授 大橋 厚子

# 論文審査の結果の要旨

## 1. 論文の概要と構成

本論文は、コロンビアにおいてスペイン植民地時代から存在したレスグアルド(resguardo)と呼ばれる先住民居住区をめぐる言説と実態を、コロンビア現地の有識者の見解、歴史的な法制過程、レスグアルドの登録にまつわる複数の政府関係資料の照合、報道資料や二次資料による事例研究などから紐解き、これまで先行研究では机上の空論や、あるいは政治的な立場を内包した一方的な解釈に終わることの多かったレスグアルドの地位と実効性について、資料にもとづく検証と再解釈を行ったものである。一部地域では内戦が続き、現在でも治安上の問題が深刻なコロンビアを研究する上では、アンデス山間部やアマゾン熱帯雨林の先住民居住区を実際に訪問することが難しいといった現実的制約がある。そうした中、入手可能な資料をくまなく渉猟し、実際に政府の土地登記局を訪問して担当官にインタビューを行ったり、過去数十年間の登記についての内部資料を入手するなど、可能な限りの手段を用いて実態を解明することを試みている。

ヨーロッパ人が到来する前から南米大陸に居住していた先住民は、スペイン王国による植民地化以降、現在のコロンビアにおいてはレスグアルドと呼ばれる先住民居住区において土地への権利と一定の保護を与えられる存在となった。しかし、このレスグアルドという制度は植民者との一方的な権力関係のもとで作られたこともあり、実際にはその権利が十全に保障されることは無く、独立以降もその地位と実効性は疑わしいものだった。本論文では、レスグアルドの実効性が乏しいものであったことを明らかにするため、いくつかの方法でアプローチしている。まず、被植民者である先住民に対して統治者が一方的に与えた権利と保護は正統なものとはなり得ないことを概念的に考察し、こうした状況はコロンビアに限らず他の国々でも一般的にみられうることを論じた。また、このような一方的な権力関係によるものであるがゆえに法的保護の形式性と実効性が乖離しやすいため、政府や識者の間でレスグアルドについての認識がしばしば判然とせず、多くの場合には先住民の権利と保護について重要な役割を果たしているとする立場とそうではないとする立場に分裂してきたことを、詳細な文献整理によって指摘した。著者は、このように理解が対立している別の理由として、異なった時点の観察にもとづくこと、実態を経験的に把握する上で必要な政府の登記データに齟齬がみられることなどを指摘している。

本論文では、このように問いに付されてきたレスグアルドの実効性についてより決定的な検証を行うため、国際的にも先住民の権利保護が推進されるようになり、データの信ぴょう性も比較的高いと考えられる1999～2012年に焦点をあて、同期間にレスグアルドが新設された全36の地方自治体をリスト化し、それらが暴力的な紛争の指標である国内避難民数についてどのような経験を示したかを調べた。その結果、レスグアルドの実効性は乏しく、仮にレスグアルドが新設されたとしても国内避難民数が以前と比べて減少しないか、あるいは逆に急激に国内避難民数が増加するかであったことを確認した。さらに、そうした傾向が見られた2つの事例を取り上げ、報道資料や二次資料を織り交ぜながら、レスグアルドの新規登録と国内避難民数の増加についての矛盾の理由を考察した。この分析では、レスグアルドの登録に関して政府機関の公開データだけでなく、NGOによる独自データも参照しており、信ぴょう性の高いものと言える。

本論文は全7章から構成される。第1章は、研究動向、リサーチ・クエスションの提示と方法論な

# 論文審査の結果の要旨

ど論文全体のイントロダクションである。第2章は、正統性概念の概論並びに類似の問題をもつ国々を踏まえた一般的考察を行っている。第3章は、レスグアルドについての既存研究を詳細に検討し、2つの異なった立場が存在してきたことを浮かび上がらせている。第4章は、レスグアルドが創設された植民地期から今日までの歴史的経緯を丹念にたどっている。その中では、積極的にレスグアルドを通じた保護を進めたり、先住民族の権利に関する国際条約を批准したりといった政権もあったことを指摘しながら、大統領が変わるとともに政策が変わり、政府による先住民保護政策は一方的かつ非継続的なものであったことを明らかにしている。第5章は、先述のとおり、1999～2012年にレスグアルドが新設された地方自治体をリスト化した上で、暴力的紛争の近似指標である国内避難民数との対照を行い、この制度の実効性の弱さを検証している。さらに実効性の弱さを例証する2事例をとりあげて分析している。第6章は、武力紛争、コカ栽培、鉱業による国内避難民の現状についてレスグアルドと関係づけながら論じており、政府が国全体の発展、とりわけ鉱山開発を優先的に推し進めるときや、左翼ゲリラや右派の武装グループが実効的支配権をもつときなど、近年のコロンビアにおいてレスグアルドを通じた先住民保護が無視される条件を特定している。第7章は論文全体のまとめと意義、および限界について述べている。

本研究の成果の一部は、いずれも *Reflexión Política*, *Papel Político* というコロンビアで公刊されている雑誌に3本の学術論文（いずれも英語・査読付き）として掲載されている。

## 2. 評価

本論文は、既に述べたように、一次資料の入手に一定の制約がある状況で可能な限りの資料を用いており、多様な言説の様態や歴史的な経緯を踏まえながら、量的情報を用いた検証も行うことで、説得的な解釈を導き出した点が高く評価できる。とりわけ、以下の貢献が評価される。

1) 既存研究ならびに政府や識者による既存の見解を詳細に検討し、その由来についても議論を行うことで、言説間の対立を認識しながらもそれに埋没することもなく、むしろ問題の一つとして特定した。これはいわば、言説と実態の関係を理解した上で、それらが総じてどのように問題を構成してきたかをあぶりだす作業と言える。このような作業を通じて、法的権利と実態の乖離という点に焦点を当てることが可能となり、これまでの研究をどのように超えるべきかが明確に示された。

2) 旧来の研究が、法と現実との乖離がある程度存在することを認識していながら、明確に経験的事実に基づいた分析を行うことなく一面的な解釈に終始してきたのに対して、信ぴょう性の高いデータに基づいて反駁が困難な知見を示したことで、当該課題についての研究を次の段階に進めることを可能とするものである。

他方で、本論文には以下のような不十分な点も含まれる。

1) 政府や識者による個々の言説を分析する際、その表象の内容を細かく検討するよりも、互いの立

## 論文審査の結果の要旨

ち位置を評価することが中心となっている。そのため、現実と乖離した政策や法がどのように表現され、理解されてきたかについて深みのある分析とはなっていない。

2) 上記と関連するが、しばしば言説の発言者と言説を同一視しており、どのような背景状況や動機によって当該発言者が現実と乖離した言説を生み出したか、もしくは生み出さざるをえなくなったのかについては精緻に検討できていない。

しかし、これらの点は、著者が今後の研究を深化させる上で取り組むべき将来の課題であり、本論文の価値や独自性を損ねるものではない。本論文は、博士論文としての水準に足りるオリジナリティと学術的価値を十分に有していると判断する。

### 3. 判定

以上のような審査の結果、本論文は博士（国際開発学）の学位に値するものと判定する。